

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 18 年 11 月 14 日付鳥取県告示第 818 号）の内容  
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福田 良一	鳥取市佐治町大井字ハウニン 402 の 242
〃	鳥取市佐治町大井字ハウニン 402 の 244
長谷 義正	鳥取市佐治町大井字ハウニン 404 の 1
岡嶋 亀藏	鳥取市佐治町大井字寺ノ谷 463 の 1
岡嶋 市藏	〃
岡嶋 重藏	〃
岡嶋 春勝	〃
五里江糸四郎	〃
山根 長吉	〃
山根藤十郎	〃
山根 茂吉	〃
山本 徳藏	〃
西垣 糸藏	〃
西上 主藏	〃
村中 久藏	〃
村中 重吉	〃
谷口 勇夫	〃
中家 新藏	〃
中家 直藏	〃
中家 友吉	〃
中谷 伊平	〃
中嶋重次郎	〃

中嶋 槌	〃
中嶋 定	〃
中嶋富十郎	〃
中嶋万太郎	〃
中嶋林次郎	〃
中尾 幸吉	〃
長谷 せん	〃
長谷 安蔵	〃
長谷 丑蔵	〃
長谷 永吉	〃
長谷亀太郎	〃
長谷久五郎	〃
長谷重次郎	〃
長谷松太郎	〃
長谷 清信	〃
長谷 清蔵	〃
長谷文太郎	〃
長谷 豊蔵	〃
長澤 貴朝	〃
徳山権次郎	〃
徳山 源蔵	〃
徳山 新蔵	〃
徳山 長吉	〃
徳山 藤七	〃
徳山 弁吾	〃
徳山和吉郎	〃
福田 勘七	〃
北尾 敬蔵	〃
小谷 長司	鳥取市佐治町大井字岩井谷 516
小谷藤四郎	鳥取市佐治町大井字岩井谷 520
土本 圭子	鳥取市佐治町大井字岩井谷 528
谷口宇之吉	鳥取市佐治町大井字岩井谷 538
小谷藤四郎	鳥取市佐治町大井字岩井谷 543

小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 90
〃	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 94
本田美由喜	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 95 の 1
〃	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 108
小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 117
塩谷 重徴	鳥取市佐治町加瀬木字大畑 123
小谷 長司	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 126
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 128
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 132
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 134
岡村平次郎	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 140
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 141
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 142
高橋 三藏	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 149
〃	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 150
岡村平次郎	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 155
上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 159
長谷 傳七	〃
上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 160 の 1
長谷 傳七	〃
上田 金吾	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 160 の 2
長谷 傳七	〃
長谷 善八	鳥取市佐治町加瀬木字東畑 161
長谷 仁芳	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1003
〃	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1004
長谷 文吉	鳥取市佐治町加瀬木字香路口 1006
西尾 秀藏	鳥取市佐治町加瀬木字高足 2627

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課